



山形県公報

平成22年8月6日(金)

第2166号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……891
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……892
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……893
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(生産技術課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村整備課) ……894
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……895
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……同

人事委員会関係

告 示

- 平成22年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施……………896
- 平成22年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施……………898
- 平成22年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施……………900

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- 水産動物の採捕の禁止……………902

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁地域振興課) ……903
- 同……………(同) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……905

告 示

山形県告示第670号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
斎藤胃腸クリニック	鶴岡市本町二丁目2番35号	平成22. 6. 3
医療法人鳳珠会 みちのく政宗デンタルクリニック山形診療所	山形市籠田三丁目2番5号 グランディールY 2階	同 6. 5
桃井整形外科	山形市緑町四丁目14番8号	同 6.21

山形県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
安彦整骨院	安彦尚人	酒田市相生町二丁目5番38号	平成22. 4. 21
加藤接骨院	加藤慎也	米沢市松が岬一丁目1番26号	同 6.21

山形県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人 斎藤胃腸病院	鶴岡市本町二丁目2番35号	平成22. 6. 2

山形県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
医療法人社団みゆき会 南館クリニック
山形市南館四丁目1番45号

2 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
医療法人社団みゆき会 糖尿病内科クリニック	医療法人社団みゆき会 南館クリニック	平成22. 6. 1

山形県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
地域密着型介護老人福祉施設ほなみ	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	最上郡舟形町舟形42番地1	平成22. 4. 1
小規模多機能型居宅介護事業所ほなみ	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	最上郡舟形町舟形42番地1	同
地域密着型介護老人福祉施設ほなみ	地域密着型介護老人福祉施設	最上郡舟形町舟形42番地1	同
介護老人保健施設 あすなろ	介護老人保健施設	鶴岡市本町二丁目2番35号	同 6. 2

山形県告示第675号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所
 - イ 名称 小国川漁業協同組合
 - ロ 住所 最上郡舟形町舟形122番地
- (2) 漁業権の免許番号
 - 内共第11号及び内共第12号
- (3) 変更の内容
 - 第7条第2項の表中

最上白川	最上郡最上町大字大堀地内最上白川大堰堤から下流2,800メートルの地点から上流の最上白川水系東又沢及び西又沢	周年
------	--	----

を

最上白川	最上郡最上町大字大堀地内最上白川大堰堤から下流2,800メートルの地点から上流の最上白川水系東又沢及び西又沢	周年
	最上郡最上町大字大堀地内法田橋から上流500メートル及び下流200メートルの地点まで	8月10日から同月31日まで

に改

める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成22年7月29日

2 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 赤川漁業協同組合

ロ 住所 鶴岡市本町三丁目3番20号

(2) 漁業権の免許番号

内共第17号、内共第18号及び内共第19号

(3) 変更の内容

第8条の表中「新川橋」を「新川橋上流床止工」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成22年7月29日

3 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 山戸漁業協同組合

ロ 住所 鶴岡市山五十川甲406番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第22号

(3) 変更の内容

第10条第1項の表中

1,200円

 を

1,500円

 に、

500円

 を

1,000円

 に改

め、同条第2項中「300円」を「1,000円」に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成23年3月1日

4 (1) 漁業権者の名称及び住所

イ 名称 温海町内水面漁業協同組合

ロ 住所 鶴岡市小名部字千田98番地1号

(2) 漁業権の免許番号

内共第23号、内共第24号及び内共第25号

(3) 変更の内容

第10条第1項の表中

600円
3,000円

 を

800円
4,000円

 に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日

平成23年3月1日

山形県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

山形市

鶴岡市

2 基本測量を実施する期間

平成22年8月9日から平成23年3月20日まで

3 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

山形県告示第677号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第119号
- 2 指定の場所 東根市鷲ノ森二丁目4383番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長87.55メートル
- 4 指定年月日 平成22年7月27日

山形県告示第678号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売 り さ ば き 所 の 所 在 地		承 認 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社マツキ 代表取締役 松木 紀昌	村山市大字本飯田118番地	同 左	平成22. 7. 29
	長井市緑町7番45号	同 左	
	西置賜郡白鷹町大字鮎貝2198番地	同 左	
	山形市漆山字北志田3385番地1	同 左	
	山形市小白川町字川原1242番地5	同 左	
	南陽市宮内287番地10	同 左	
		山形市大字十文字字葦窪北347番地1	

山形県告示第679号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	廃 止 年 月 日
株式会社太陽 代表取締役 松木 紀昌	山形市大字十文字347番地	山形市大字十文字字葦窪北347番地1	平成22. 7. 1

人事委員会関係

告 示

山形県人事委員会告示第3号

平成22年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）を次のとおり実施する。

平成22年8月6日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

- 1 試験の名称
平成22年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
保育士 約5名
- 3 試験の程度
短期大学卒業程度
- 4 対象となる職
医療職給料表(2)の職務の級1級の職
- 5 給 与
この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として医療職給料表(2)1級11号給である。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。
- 6 受験資格
昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は平成23年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。
- 7 第1次試験
 - (1) 試験種目
教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）
専門試験の出題分野は別表のとおりである。
 - (2) 試験の実施日
平成22年9月26日（日）
 - (3) 試験地
山形市
 - (4) 第1次試験合格者発表
平成22年10月7日（木）（予定）に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
- 8 第2次試験
 - (1) 試験種目
作文試験及び人物試験
 - (2) 試験の実施日（予定）
平成22年10月17日（日）及び10月25日（月）又は10月26日（火）のうち指定する1日
 - (3) 試験地
山形市
- 9 各試験種目の配点及び満点
次表のとおりである。
なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

第1次試験		第2次試験		満点
教養試験	専門試験	作文試験	人物試験	
			個別面接	
150点	150点	100点	400点	800点

10 最終合格者発表（予定）

平成22年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。

11 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

12 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「短卒程度請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570）あて請求すること。

(2) 受験の申込み

ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に郵送又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「保育士受験」と朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

イ インターネットによる申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」（<http://www.e-yamagata.lg.jp/>）からインターネットにより申し込むこと。

(3) 受験申込期間

ア 郵送又は持参による申込みの場合

平成22年8月16日（月）から9月3日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。

なお、郵送による申込みは、平成22年9月3日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年8月16日（月）から9月1日（水）まで。平成22年9月1日（水）午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒（長形3号封筒）を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別 表

専門試験（多枝選択式）出題分野

試験区分	出題分野
保 育 士	社会福祉、児童福祉（養護原理を含む。）、発達心理（精神保健を含む。）、保育原理、保育内容、保健衛生

山形県人事委員会告示第4号

平成22年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）を次のとおり実施する。

平成22年8月6日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

- 1 試験の名称
平成22年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員
行政 約5名、警察行政 若干名、総合土木 若干名
- 3 試験の程度
高等学校卒業程度
- 4 対象となる職
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給与
この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は、原則として行政職給料表1級5号給である。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。
- 6 受験資格
平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。
①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月31日までに卒業見込みの者
②人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
③日本の国籍を有しない者
④地方公務員法第16条の規定に該当する者
- 7 第1次試験
 - (1) 試験種目
教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）。ただし、専門試験は総合土木について実施する。
専門試験の出題分野は別表のとおりである。
 - (2) 試験の実施日
平成22年9月26日（日）
 - (3) 試験地
山形市、三川町
 - (4) 第1次試験合格者発表
平成22年10月7日（木）（予定）に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。
- 8 第2次試験
 - (1) 試験種目
作文試験及び人物試験
 - (2) 試験の実施日（予定）
平成22年10月17日（日）及び10月25日（月）又は10月26日（火）のうち指定する1日
 - (3) 試験地
山形市
- 9 各試験種目の配点及び満点
試験区分ごとの配点及び満点は次表のとおりである。
なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

試験区分	第1次試験		第2次試験		満点
	教養試験	専門試験	作文試験	人物試験 個別面接	
行政、警察行政	300点	—	100点	400点	800点
総合土木	150点	150点	100点	400点	800点

10 最終合格者発表（予定）

平成22年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。
なお、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。

11 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

12 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「高卒程度請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570）あて請求すること。

(2) 受験の申込み

ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に郵送又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「〇〇受験」（〇〇は試験区分名。）と朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

イ インターネットによる申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」（<http://www.e-yamagata.lg.jp/>）からインターネットにより申し込むこと。

(3) 受験申込期間

ア 郵送又は持参による申込みの場合

平成22年8月16日（月）から9月3日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。

なお、郵送による申込みは、平成22年9月3日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年8月16日（月）から9月1日（水）まで。平成22年9月1日（水）午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒（長形3号封筒）を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別 表

専門試験（多枝選択式）出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
総 合 土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、農業土木設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工

山形県人事委員会告示第5号

平成22年度山形県市町村立学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成22年8月6日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

1 試験の名称

平成22年度山形県市町村立学校事務職員採用試験

2 採用予定人員

若干名

3 試験の程度

高等学校卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職のうち、市町村立学校事務職員の職

5 給 与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として行政職給料表1級5号給である。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

6 受験資格

平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月31日までに卒業見込みの者
- ②人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ③地方公務員法第16条の規定に該当する者

7 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）

(2) 試験の実施日

平成22年9月26日（日）

(3) 試験地

山形市、三川町

(4) 第1次試験合格者発表

平成22年10月7日（木）（予定）に山形県庁屋外掲示場に合格者の受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

8 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験及び人物試験

(2) 試験の実施日（予定）

平成22年10月17日（日）及び10月25日（月）又は10月26日（火）のうち指定する1日

(3) 試験地

山形市

9 各試験種目の配点及び満点

試験区分ごとの配点及び満点は次表のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基

準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

試 験 区 分	第1次試験	第2次試験		満点
		教養試験	作文試験	
	個別面接			
市町村立学校事務職員	300点	100点	400点	800点

10 最終合格者発表（予定）

平成22年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の受験番号を掲示して発表する。

なお、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。

11 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

12 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「学校事務請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570）あて請求すること。

(2) 受験の申込み

ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要な事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に郵送又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「学校事務受験」と朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

イ インターネットによる申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」（<http://www.e-yamagata.lg.jp/>）からインターネットにより申し込むこと。

(3) 受験申込期間

ア 郵送又は持参による申込みの場合

平成22年8月16日（月）から9月3日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。

なお、郵送による申込みは、平成22年9月3日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年8月16日（月）から9月1日（水）まで。平成22年9月1日（水）午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒（長形3号封筒）を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成22年8月6日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

次の各号の表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、アユを採捕してはならない。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

- (1) 最上川水系（最上川の寒河江市内平塩橋下流端の下流500メートルから上流の区域並びに当該区域において合流する支流及び小支流を除く。）

禁 止 区 域	禁 止 期 間
酒田市と最上郡戸沢村との境界及び同村と東田川郡庄内町との境界から、同町内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から下流左岸330メートル（C S No.99）の地点と下流右岸670メートル（C S No.97）の地点とを結んだ線までの最上川の区域並びに当該区域において合流する支流及び小支流	平成22年10月4日から 平成22年10月13日まで
上記以外の区域（支流及び小支流を含む。）	平成22年10月4日から 平成22年10月10日まで

- (2) 最上川水系及び荒川水系以外

禁 止 区 域	禁 止 期 間
全域（支流及び小支流を含む。）	平成22年10月4日から 平成22年10月10日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日
平成22年7月23日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称
特定非営利活動法人ここ掘れ和ん話ん探検隊
 - 代表者の氏名
吉田 岳
 - 主たる事務所の所在地
西置賜郡小国町大字新原124番地
 - 定款に記載された目的
この法人は、小国町及び近隣市町村住民に対して、自然・文化・人などの地域資源を有効に活用し、新しいまちづくりに関する事業を行い、地域の活性化と新たな産業づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 びーちくぱーく
 - (2) 代表者の氏名
天野 郁子
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市亀ヶ崎二丁目2番63号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、子育てをめぐるさまざまな課題の解決をはかり、子どもを生き育てることに喜びを感じることのできる社会を実現するため、保育関係者と連携をはかった子育て支援や子どもを安心して育てることができ
る社会環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 あつみ育成会
 - (2) 代表者の氏名
佐々木 秀雄
 - (3) 主たる事務所の所在地
鶴岡市温海己107番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、鶴岡市及び利用可能な庄内地区に住む障害者自立支援法に規定されている障がい者に対して、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するために、多様な福祉サービスを提供し、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成22年4月から平成22年6月まで実施した平成21年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成22年8月6日

山形県監査委員	野	川	政	文
山形県監査委員	寒	河	江	好
山形県監査委員	小	山	壽	夫
山形県監査委員	濱	田	宗	一

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関20箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
職員育成センター	平成22年4月27日	野川委員	小山委員
教育センター	平成22年4月27日	野川委員	小山委員
山形空港事務所	平成22年4月27日	野川委員	小山委員
農業大学校	平成22年4月28日	寒河江委員	濱田委員
最上事務所	平成22年4月28日	寒河江委員	濱田委員
置賜事務所	平成22年5月18日	野川委員	小山委員
村山事務所	平成22年5月18日	野川委員	小山委員
発電所建設事務所	平成22年5月18日	野川委員	小山委員
酒田事務所	平成22年5月19日	野川委員	小山委員
鶴岡事務所	平成22年5月19日	野川委員	小山委員
鶴岡病院	平成22年5月25日	寒河江委員	濱田委員
東京事務所	平成22年5月26日	寒河江委員	濱田委員
衛生研究所	平成22年6月16日	寒河江委員	小山委員
中央病院	平成22年6月16日	寒河江委員	小山委員
がん・生活習慣病センター	平成22年6月16日	寒河江委員	小山委員
救急救命センター	平成22年6月16日	寒河江委員	小山委員
新庄病院	平成22年6月16日	野川委員	濱田委員
河北病院	平成22年6月16日	野川委員	濱田委員
大阪事務所	平成22年6月29日	野川委員	小山委員
名古屋事務所	平成22年6月30日	野川委員	小山委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 山形空港事務所

(ア) 設計・積算が適切でないものがある。

イ 農業大学校

(ア) 収入の調定が適切でないものがある。

- (イ) 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。
- (ウ) 補助金の交付事務が適切でないものがある。
- (エ) 財産の管理が適切でないものがある。
- ウ 置賜事務所
 - (ア) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- エ 村山事務所
 - (ア) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- オ 鶴岡事務所
 - (ア) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- カ 新庄病院
 - (ア) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

 - ア 支 出
 - (ア) 未請求を理由に支払いが遅延しているものがある。（山形空港事務所）
 - (イ) 旅費の支払いが遅延しているものがある。（東京事務所）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成22年3月16日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成22年8月6日

山形県監査委員 野 川 政 文
 山形県監査委員 寒 河 江 政 好
 山形県監査委員 小 山 壽 夫
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
農業総合研究センター畜産試験場	旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。	旅費支出にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による出張管理の確認や定期的に事務処理期限を設ける等、早期の旅行命令と旅行後の速やかな復命の徹底による適正な事務処理が図られるよう、各種研修会等を通じ注意を喚起します。
森林研究研修センター、農業総合研究センター	予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。	予算の執行にあたっては、適切な執行見込の把握と在庫管理等を通じ、計画的・効率的な予算執行が図られるよう、事務処理の適正化に努めます。
新庄北高等学校、新庄神室産業高等学校、酒田商業高等学校、山形工業高等学校	旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。	旅費支出にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による旅行状況の確認や事務処理期限の明確化、速やかな旅行命令と復命の徹底など、事務処理の適正化に努めてまいります。

酒田東高等学校、酒田西高等学校、酒田工業高等学校、寒河江高等学校、山形東高等学校、酒田北高等学校、米沢養護学校、米沢東高等学校、長井高等学校	予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。	物品の管理にあたっては、必要に応じた計画的な購入を徹底し、適切な在庫管理が図られるよう、事務処理の適正化に努めてまいります。
北村山高等学校	収入事務が適切でないものがある。	目的外使用許可の収入事務の執行にあたっては、複数職員による処理時期の把握など、内部チェック体制を強化し、遅延防止に努めてまいります。
鶴岡高等養護学校	入札事務が適切でないものがある。	指摘事項について、各職員に周知徹底を図るとともに、入札事務の理解を深め、複数職員での確認体制を強化して、適正な事務処理に努めてまいります。
米沢工業高等学校	物品の管理が適切でないものがある。	物品の管理について、各職員に周知徹底を図るとともに、複数職員での管理体制を強化して、事務処理の適正化に努めてまいります。